

プロジェクト 料金規制会計

項目 公開草案「規制資産及び規制負債」のモデルの検討

I. 本資料の目的

1. 本資料の目的は、国際会計基準審議会（IASB）が 2021 年 1 月 28 日に公表した公開草案「規制資産及び規制負債」（以下「ED」という。）（コメント期限：7 月 30 日）で問われている質問（合計 13 問）のうち質問 1「目的及び範囲」に対して、関連する ED の定めをご説明した上で、ASBJ 事務局の分析をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

II. ED の提案の確認

ED の目的

2. ED の目的は、規制収益及び規制費用が企業の財務業績にどのように影響を与えるのか、並びに規制資産及び規制負債が企業の財政状態にどのように影響を与えるのかを忠実に表現する目的適合性のある情報を企業が提供することであるとされている（ED 第 1 項）。
3. ED における情報は、他の IFRS 基準書で要求されている情報とともに、財務諸表利用者が次のことを理解するのを可能にするとされている（ED 第 2 項）。
 - (1) 企業が財又はサービスを供給した期間に合計許容報酬（後述）が収益にすべて反映されていた場合の収益と費用との関係。これは、将来キャッシュ・フローについての企業の見通しに対する洞察を提供する。
 - (2) 企業の規制資産及び規制負債。これは、規制資産及び規制負債が企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性にどのように影響を与えるのかについての洞察を提供する。

範囲

4. 企業は、ED の内容をすべての規制資産及びすべての規制負債に適用しなければならないとされている（ED 第 3 項）。

（規制資産及び規制負債）

5. 規制資産及び規制負債は、次のとおり定義されている（ED 第4項及び第5項）。（注：太字事務局）

規制資産（注1）	すでに供給した財又はサービスに対する 合計許容報酬 の一部が将来の収益に含められることにより、将来の期間に顧客に請求する 規制料金 の決定にあたり金額を加算するという、 規制上の合意 によって創出された 強制可能な現在の権利
規制負債	すでに認識した収益が将来に供給される財又はサービスに対する 合計許容報酬 の一部を提供する金額を含んでいることにより、将来の期間に顧客に請求する 規制料金 の決定にあたり金額を減算するという、 規制上の合意 によって創出された 強制可能な現在の義務

（事務局注1）「規制資産」は、「強制可能な現在の権利」として定義されている。EDの中では、「権利」（認識規準に照らして認識する場合と認識しない場合があるもの）として使っている場合と、財政状態計算書上で認識された資産（認識規準を満たすもの）として使っている場合の両方があり、留意が必要である。本資料では、「規制資産（権利）」、「規制資産（認識された資産）」と表記する。同様に、「規制負債（義務）」、「規制負債（認識された負債）」と表記する。

規制上の合意	顧客との契約において適用すべき 規制料金 を決定する1組の強制可能な権利及び義務
規制料金（注2）	規制上の合意 によって決定された、企業が財又はサービスを供給する期間において顧客に請求する財又はサービスに対する価格
合計許容報酬 ¹	規制上の合意 が、企業が財又はサービスを供給する期間又はそれと異なる期間のいずれかにおいて、規制料金を通じて顧客に請求する権利を企業に与えている当該財又はサービスに対する報酬の全額

（事務局注2）「規制料金」は、「顧客に請求する財又はサービスに対する価格」として

¹ 合計許容報酬は、次のもので構成される（ED B2 項）。

(1) 減額対象収益を控除後の算入可能費用を回収する金額

「算入可能費用」とは、IFRS 基準で定義されている費用のうち、規制上の合意により、企業が規制料金を決定するにあたり金額を加算することによって回収する権利を与えられているものである。

「減額対象収益」とは、IFRS 基準で定義されている収益の項目のうち、規制上の合意により、企業が規制料金を決定するにあたり減額する義務があるものである。

(2) 目標利益（算入可能費用に対する利益マージン、規制リターン、履行インセンティブ）

(3) 規制金利収益及び規制金利費用

定義されている ($P \times Q$ の P)。本資料では、規制料金を用いる際には「規制料金 (単価)」と表記する。

また、財務業績の計算書に計上される収益 ($P \times Q$) を意味する場合は、「規制料金 (単価) に基づく収益」と表記する。この「規制料金 (単価) に基づく収益」は、企業が規制料金に応じて、顧客に対して IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」(以下「IFRS 第 15 号」という。) を適用して認識する収益である。

6. 定義上、規制資産 (権利) 又は規制負債 (義務) は、次のすべてに該当する場合にのみ存在し得るとされている (ED 第 6 項)。

- (1) 企業が規制上の合意の当事者である。
- (2) 規制上の合意が、企業が顧客に供給する財又はサービスに対して請求する規制料金 (単価) を決定する。
- (3) ある期間に供給した財又はサービスに対する合計許容報酬の一部が、異なる期間 (過去又は将来) に供給される財又はサービスに対しての規制料金 (単価) を通じて顧客に請求される。

(規制上の合意)

7. 規制上の合意の設定に関する実務は、法域ごとに及び業界ごとに多様であり、例えば、規制上の合意は次のような形態を取る場合があるとされている (ED 第 8 項)。

- (1) 企業と規制機関との間の契約上のライセンス合意
- (2) サービス委譲契約
- (3) 制定法、法制又は規制によって定められた 1 組の権利及び義務

8. 規制上の合意における権利及び義務が強制可能であるかどうかは、法律の問題であり、規制上の決定又は裁判所の判決が、当該権利及び義務の強制可能性に関する証拠を提供する場合があるとされている (ED 第 9 項)。

(時点差異)

9. 企業が認識する当期の収益額は、企業が当期に提供した財又はサービスに対する規制料金 (単価) に応じて IFRS 第 15 号を適用して決定される。その収益の金額は、

次の場合に、当期に供給した財又はサービスに対する合計許容報酬との間で異なる(ED 第 12 項)。

- (1) 規制上の合意で合計許容報酬の一部を異なる期間(過去又は将来)に供給される財又はサービスに対する規制料金(単価)の決定にあたり含めているために、**時点差異が生じている場合**。又は、(注：太字事務局)
- (2) 企業がある期間に財又はサービスを供給するが、IFRS 第 15 号を適用して、それにより生じる収益の一部又は全部を将来の期間に認識する場合。

10. 前項(1)の時点差異とそれに伴う会計処理の例示は次のとおりである(ED 第 13 項から第 16 項を事務局が前提を追加して修正したものである。)

- (1) Y1 年、Y2 年ともに、基本となる規制料金(単価)は CU10 とする。これは Y1 年、Y2 年の販売数量が 10 単位、原価が CU100 になるとの見積りに基づく。
- (2) Y1 年の販売数量が見積りどおり 10 単位であったとすると、Y1 年に IFRS 第 15 号に基づき収益が CU100 計上される²。
- (3) ここで、Y1 年の実際の原価は CU120 であったとする。
- (4) 規制上の合意により、Y1 年で未回収となった CU20 を回収するために、Y2 年に供給する財又はサービスに対する規制料金(単価)に CU2 を加算する権利³が企業に与えられるとする。
- (5) Y1 年の合計許容報酬は CU120 である。この CU120 は、IFRS 第 15 号に従った場合、Y1 年の収益 CU100、Y2 年の収益 CU20 として計上される。
- (6) ED では、Y1 年の合計許容報酬(CU120)について、当該財又はサービスが供給される期間(Y1 年)の財務業績として反映することを要求しているため、IFRS 第 15 号を適用して提供される収益(CU100)との差額として、Y1 年に規制資産(認識された資産) CU20 を計上し、同額の規制収益を認識する。
- (7) Y2 年の販売数量が見積りどおり 10 単位であったとすると、Y2 年に IFRS 第 15 号に基づく収益が CU120 計上される。
- (8) Y2 年の原価が見積りどおり CU100 であったとすると、Y2 年の合計許容報酬は CU100 である。ED では、Y2 年の合計許容報酬(CU100)について、当該財又はサービスが供給される期間(Y2 年)の財務業績として反映することを要求してい

² 規制上の合意により将来における顧客全体の価格の改訂が行われるとしても、これを IFRS 第 15 号において当期の各顧客の変動対価としないのは、Y1 年に財・サービスを提供した各顧客との契約において、当該価格変更が当該顧客のみに適用されるものではなく、Y1 年の財・サービスの対価に対する価格改訂とされていないためである。

³ ここで、規制上の合意に基づく規制資産(権利)が存在することが判断されている。

るため、IFRS 第 15 号を適用して提供される収益（CU120）との差額として、Y2 年に規制資産（認識された資産）CU20 の認識を中止し、同額の収益の減額⁴を認識する。

図表 1 ED の方法による Y1 年及び Y2 年の収益等（注：事務局作成）

	Y1 年	Y2 年
合計許容報酬	120	100
規制料金（単価）に基づく収益 （IFRS 第 15 号による収益）	100	120
規制収益（又は規制費用）	20	△20
規制資産（認識された資産）	20	0

（参考）規制資産（規制収益）又は規制負債（規制費用）の認識

11. 企業は、次のものを認識しなければならないとしている（ED 第 25 項）。
 - (1) 報告期間の末日現在で存在しているすべての規制資産及びすべての規制負債
 - (2) 当報告期間中に発生したすべての規制収益及びすべての規制費用
12. 企業は、報告期間の末日で存在しているすべての規制資産及び規制負債の認識を要求される。**規制資産又は規制負債が存在しているかどうかを、次のことを含むすべての関連性のある事実及び状況を考慮して、判断を用いて決定する**としている（ED 第 27 項）。（注：太字事務局）
 - (1) 将来の規制料金を決定する際に加算又は減算すべき金額についての規制機関からの確認
 - (2) 規制上の合意における明示的な要求事項又はガイドライン
 - (3) 規制上の合意を解釈した規制上の決定又は裁判所の判決
 - (4) 算入可能費用が発生したという証拠
 - (5) 履行インセンティブ・ボーナス又はペナルティを生じさせる履行要件が満た

⁴ 規制資産（認識された資産）の認識の中止においては、規制費用を認識し、損益計算書においては規制収益から規制費用を控除した金額を独立科目として収益のすぐ下に表示する。

されたか又は満たされなかったという証拠

(6) 直接の先例 — 類似した状況における規制上の合意についての規制機関の解釈に対する当該企業の経験

(7) 間接的な先例 — 同じ規制機関が規制している他の企業の経験、類似した状況における他の規制機関の決定又は裁判所の判決など

(8) 規制機関が表明した予備的な見解

(9) 資格及び経験のある法律顧問又は他のアドバイザーからの助言

13. 規制資産又は規制負債が存在するかどうか不確実である場合、企業は、**存在する可能性の方が存在しない可能性よりも高いとき (more likely than not) には規制資産又は規制負債を認識しなければならない**としている (ED 第 28 項)。(注：太字事務局)

(参考) 規制資産又は規制負債の測定

14. 企業は、原則として、規制資産及び規制負債を歴史的原価で測定し、事後測定については将来キャッシュ・フローの金額及び時期の更新した見積りを使用して修正しなければならないとしている (ED 第 29 項)。

15. その際、企業はキャッシュ・フローに基づく次のような評価技法を使用しなければならないとしている (ED 第 30 項及び第 39 項)。

(1) 規制資産又は規制負債から生じるすべての将来キャッシュ・フローの見積りを含む。なお、キャッシュ・フローに不確実性がある場合は、最頻値方式⁵又は期待値方式⁶のうちキャッシュ・フローをより適切に予測すると企業が見込んでいる方法を使用して見積もらなければならない。

(2) 見積った将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引く。

16. 規制資産又は規制負債を**当初認識後**に測定するにあたり、企業は各報告期間の末

⁵ この方法は、考えられる結果（すなわち、考えられるキャッシュ・フロー金額）の範囲における単一の最も可能性の高い金額の見積りを提供する。この方法は、考えられる結果が1つの結果の周辺に集まっている場合や、考えられる結果が2つだけで、それらが大きく異なっている場合に、不確実なキャッシュ・フローをより適切に予測する可能性がある (ED 第 39 項)。

⁶ この方法は、考えられる結果の範囲における確率加重金額の合計の見積りを提供する。この方法は、広い範囲の3つ以上の考えられる結果がある場合に、不確実なキャッシュ・フローをより適切に予測する可能性がある (ED 第 39 項)。

日において次のようにしなければならないとしている（ED 第 55 項）。（注：太字事務局）

- (1) 当該規制資産又は規制負債から生じる将来キャッシュ・フローの金額及び時期の見積りを、その日現在で存在している状況を反映するように更新する。
かつ、
- (2) 当初認識時に決定した割引率を継続して使用する。

ED の質問

17. ED の目的及び範囲に関する質問は以下のとおりである。

質問 1 — 目的及び範囲

本公開草案の第 1 項は、目的の案を示している。企業は、規制収益及び規制費用が企業の財務業績にどのように影響を与えるのか、並びに規制資産及び規制負債が企業の財政状態にどのように影響を与えるのかを忠実に表現する目的適合性のある情報を提供すべきである。

本公開草案の第 3 項は、企業は本基準書〔案〕をすべての規制資産及びすべての規制負債に適用すべきであると提案している。規制資産及び規制負債が創出されるのは、ある期間に供給される財又はサービスに対する合計許容報酬の一部が、異なる期間（過去又は将来）に供給される財又はサービスに対する規制料金を通じて顧客に請求されることを決定する規制上の合意によってである⁷。本基準書〔案〕は、規制上の合意によって創出される他の権利又は義務には適用されない。すなわち、企業はそうした他の権利又は義務の影響を会計処理するにあたっては、他の IFRS 基準書を引き続き適用することになる。

結論の根拠の BC78 項から BC86 項は、当審議会の提案の背景にある論拠を記述している。また、本公開草案が要求事項案の範囲を限定せず、特定の法形式を有する規制上の合意又は特定の属性を有する規制機関が執行する規制上の合意のみに適用するようにはしていない理由も説明している。

(a) 本公開草案の目的に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

(b) 本公開草案の範囲の提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、

⁷ 規制上の合意とは、本公開草案において、顧客との契約において適用すべき規制料金を決定する 1 組の強制可能な権利及び義務として定義されている。

どのような範囲を提案するか、また、その理由は何か。

- (c) 本公開草案における提案は、規制上の合意が規制資産及び規制負債を生じさせるかどうかを企業が判定するのを可能とするのに十分なほど明確であることに同意するか。反対の場合、どのような追加の要求事項を提案するか、また、その理由は何か。
- (d) 本公開草案で提案している要求事項は、すべての規制上の合意に適用すべきであり、特定の法形式を有するもの又は特定の規制機関が執行するもののみに適用すべきではないことに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、当審議会は規制上の合意がどのような形式を有すべきであるかを、どのように及びどのような理由で定めるべきか、また、規制機関をどのように及びどのような理由で定義すべきか。
- (e) 回答者が料金規制の対象とは考えていない活動に要求事項案が影響を与える状況を識別しているか。その場合、その状況を記述し、その影響に関して懸念を有しているかどうかを述べ、どのような懸念なのかを説明されたい。
- (f) 企業は、規制上の合意によって創出される資産又は負債のうち、規制資産及び規制負債以外のもの、並びにすでに IFRS 基準で認識することが要求又は許容されている他の資産及び負債（もしあれば）を認識すべきではないことに同意するか。

ASBJ 事務局の分析

（目的及び範囲について論点として考えられる事項）

18. ED の目的及び範囲について論点として考えられる事項としては、以下のようなものが考えられる。
 - (1) ED の提案する範囲において ED の提案する会計処理を適用した場合、そこで計上される各期の（広義の）収益⁸及びそれに伴う利益（マージン）は適切なものであるか。
 - (2) ED の提案する範囲及び会計処理は、財務諸表の利用者に有用なものとなっているか。
 - (3) これまで規制資産（認識された資産）又は規制負債（認識された負債）を認識

⁸ ここで広義の収益は、顧客との契約から生じる収益について、規制収益又は規制費用を調整したものとして示している。

してきた法域では、古くから会計基準が存在する米国会計基準のモデルが採用されていることが多い。ED の提案する範囲及び会計処理は、米国会計基準のモデル（原価を繰り延べるモデル）のそれとは異なるが、あえて異なるモデルを導入することは適切であるか。

19. 前項(1)については、以下のような事項と関連するものと考えられる。

(1) 収益認識会計基準（IFRS 第 15 号）との整合性

(2) これまでの偶発資産の会計慣行との整合性

20. 本日は、前項(1)の収益認識会計基準（IFRS 第 15 号）との整合性を分析するため、企業と顧客の間での契約と規制上の合意の取扱いの比較を行う。

（前提）

● 企業と顧客の間で以下の契約を締結する。

① 基本となる販売単価は CU10 とする。

② （ケース 1）

財を供給した年度における特定の原価について、契約に定めた金額（1 単位あたり CU6）を上回る原価が生じた場合、当該年度の**翌年度の財**の販売単価について、当該上回った原価を上乗せする。

（ケース 2）

財を供給した年度における特定の原価について、契約に定めた金額（1 単位あたり CU6）を上回る原価が生じた場合、**当該年度の財**の販売単価について、当該上回った原価を翌年度に上乗せして請求する（ケース 2 においても、当該年度の財の単価の上乗せ分を請求できるかどうかは、翌年度に顧客が財を購入する数量に依拠する前提に変更はないものとする。）。

③ Y1 年の販売数量は 20 単位であった。

④ Y1 年の総原価は CU240（1 単位：CU12）で、うち②の特定の原価は CU140（1 単位：CU7）であった。

⑤ Y1 年決算において見積った Y2 年の販売数量のシナリオは以下であった。

◇ Y2 年の販売数量＝20 単位（50%）

◇ Y2 年の販売数量＝15 単位（30%）

◇ Y2 年の販売数量=13 単位 (20%)

(加重平均では $20 \text{ 単位} \times 50\% + 15 \text{ 単位} \times 30\% + 13 \text{ 単位} \times 20\% = 17 \text{ 単位}$ の見
積り)

(IFRS 第 15 号に基づく会計処理)

(ケース 1)

- Y1 年の収益は $\text{CU}10 \times 20 \text{ 単位} = \text{CU}200$
- 顧客との契約においては、契約において定められている Y1 年の財の販売単価は $\text{CU}10$ であるため、顧客との契約において、1 単位につき $\text{CU}7 - \text{CU}6 = \text{CU}1$ を値上げする強制可能な権利を有するとしても、当該単価は Y2 年の財の対価の単価であるため、Y1 年の収益には認識されないと考えられる。

(ケース 2)

- 顧客との契約における Y1 年の財の販売金額の構成要素は次のとおりとなる。
 - ① $\text{CU}10 \times 20 \text{ 単位} = \text{CU}200$ (固定)
 - ② $\text{CU}1 (\text{CU}7 - \text{CU}6) \times \text{Y2 年の販売数量}$ (変動対価)
- 仮に、収益認識会計基準 (IFRS 第 15 号) の変動対価の要求事項を適用し⁹、「認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲」を考慮した結果として、Y2 年の販売数量を 15 単位と仮定した場合は、Y1 年の財の販売金額は、次のとおり $\text{CU}215$ となる。
 - ① $\text{CU}10 \times 20 \text{ 単位} = \text{CU}200$ (固定)
 - ② $\text{CU}1 (\text{CU}7 - \text{CU}6) \times 15 \text{ 単位} = \text{CU}15$ (変動対価)

21. 前項の設例を踏まえると、ED の提案する会計処理については、以下の論点があるものと考えられる。

(ケース 1 との比較)

- 企業が、顧客との契約により翌年度の財 (将来) の単価を増額する強制可能な権利を有する場合、当年度の特定の原価が生じたという過去の事象により生じ、将来のキャッシュ・インフローが企業に流入する可能性があるが、増額分は、顧客との契約において将来の財の対価とされているため、IFRS 第 15 号におい

⁹ IFRS 第 15 号の関連する定めについては、別紙参照。

ては、当該対価は、将来の財を移転した際に当該財の対価として収益認識が行われ、当年度の財の対価としての認識は行われない。

- この点、ED では、「規制上の合意」によって創出される強制可能な現在の権利に着目して収益を認識することとしているが、顧客として契約があるにもかかわらず収益を認識しない IFRS 第 15 号と比較して、顧客が特定されないのに収益を認識する合理性があるかどうかの検討が必要と考えられる。

(ケース 2 との比較)

- 企業が顧客との契約により当年度の財の単価を翌年度の顧客の購入数量に依拠して決定するような契約が存在する場合、当該契約は変動対価を含むものと考えられる。収益認識会計基準（IFRS 第 15 号）においては、変動対価については、収益認識について「変動対価の制限」と呼ばれる閾値が置かれている。
- 「変動対価の制限」は、事後に重大な下方修正が起こらないような方向にのみ制限をかけるものである。これは、将来に重大な戻入れのおそれがない情報が財務諸表利用者にとって目的適合性が高いという理由により設定されているとされている（IFRS 第 15 号 BC206 項及び 207 項）。
- したがって、対価が増額となる変動対価も減額となる変動対価も、当年度の収益の過大計上とならないように対価を算定する結果として、（収益の減額と比べて）収益の増額がより困難となる傾向と考えられる。
- 提案されている ED においては、規制資産（認識された資産）及び規制負債（認識された負債）の両方について、「存在する可能性の方が高いとき」に認識し、キャッシュ・フローの見積りにより測定を行うため、収益認識基準よりも低い閾値で、規制収益が認識されるように定められている可能性及び上方修正と下方修正を同様に扱うことが適切かどうかについて議論が必要と考えられる。

ディスカッション・ポイント 1

質問 1「目的及び範囲」に関する本資料の説明及び ASBJ 事務局の分析について、ご質問があれば伺いたい。

以 上

別紙 IFRS 第 15 号の要求事項（抜粋）

53 企業は、変動対価の金額の見積りを、企業が権利を得ることとなる対価の金額をどちらの方法がより適切に予測できると見込んでいるのかに応じて、次のいずれかの方法を用いて行わなければならない。

(a) 期待値—期待値とは、考え得る対価の金額の範囲における確率加重金額の合計である。期待値は、企業が特徴の類似した多数の契約を有している場合には、変動対価の金額の適切な見積りとなる可能性がある。

(b) 最も可能性の高い金額—最も可能性の高い金額とは、考え得る対価の金額の範囲における単一の最も可能性の高い金額である（すなわち、契約から生じる単一の最も可能性の高い結果）。最も可能性の高い金額は、契約で生じ得る結果が 2 つしかない場合（例えば、企業が業績ボーナスを達成するかしないかのいずれかである場合）には、変動対価の金額の適切な見積りとなる可能性がある。

56 企業は、第 53 項に従って見積られた変動対価の金額の一部又は全部を、変動対価に関する不確実性がその後解消される際に、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ、取引価格に含めなければならない。

57 変動対価に関する不確実性がその後解消される際に、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高いかどうかを評価する際に、企業は、収益の戻入れの確率と大きさの両方を考慮しなければならない。収益の戻入れの確率又は大きさを増大させる可能性のある要因には、次のいずれかが含まれるが、これらに限定されない。

(a) 対価の金額が、企業の影響力の及ばない要因の影響を非常に受けやすい。そうした要因としては、市場の変動性、第三者の判断又は行動、気象状況、約束した財又はサービスの高い陳腐化リスクなどがある。

(b) 対価の金額に関する不確実性が、長期間にわたり解消しないと見込まれる。

(c) 類似した種類の契約についての企業の経験（又は他の証拠）が限定的であるか、又はその経験（又は他の証拠）の予測価値が限定的である。

(d) 類似の状況における類似の契約において、企業には、広い範囲の価格譲歩又は支払条件の変更を提供する慣行がある。

(e) その契約には、考え得る対価の金額が多数あり、金額の幅が広い。